

会議名称	平成19年度第5回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成20年2月12日(火) 14時～17時	
場所	杉並区役所 第3・4委員会室 (中棟5階)	
	委員	江藤会長、井上委員、柴田委員、菅沼委員、夏目委員、藤本委員、森村委員、柳澤委員、岩田委員、すぐろ委員、鈴木委員、田中委員、富本委員、渡辺委員、青山委員、小幡委員、茶谷委員
	実施機関	黒瀬保健福祉部管理課長、清水杉並区福祉事務所長、南雲国保年金課長、堀水高齢者施策課主任主事、和久井介護保険課長、佐々木保育課長、渡邊健康推進課長、馬場生活衛生課長、品川保健予防課長、中島清掃管理(ごみ減量担当)課長、大竹都市計画課長、渡辺区民生活部管理課長
	事務局	大藤行政管理担当部長、与島区長室長、有坂情報システム課長、中島法規担当課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	・平成19年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・平成19年度第5回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項
	当日	・会議次第

【会議内容】

- 1 平成19年度第4回会議録の確定
- 2 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
報告第20号	平成20年度 中央電算処理年間運営計画について	報告了承
報告第21号	在日外国人高齢者・障害者等に対する特別給付金に関する業務の登録について(新規)	報告了承
報告第22号	中国残留邦人等に対する支援に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第34号	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の外部委託について(変更)	答申
諮問第35号	国民健康保険システムに記録する個人情報の項目について(追加)	答申
諮問第36号	国民健康保険料収納交渉システムに記録する個人情報の項目について(追加)	答申
諮問第37号	敬老事業に関する業務の外部委託について(変更)	答申
報告第23-1号、23-2号	介護保険給付に関する業務、介護保険料賦課徴収に関する業務の登録について(追加)	報告了承
報告第24号	介護保険賦課徴収に関する業務の外部結合について(追加)	報告了承
諮問第38号	介護保険事務処理システムに記録する個人情報の項目について(追加)	答申
諮問第39号	介護保険情報伝送システムに記録する個人情報の項目について(追加)	答申

諮問第 40 号	要介護認定に関する業務の外部委託について（変更）	答 申
報告第 25 号	私立保育所等に関する業務の登録について（変更）	報告了承
諮問第 41 号	生活保護システムに記録する個人情報の項目について（追加）	答 申
報告第 26 号	杉並ウエストサイズ物語サイトに関する業務の登録について（新規）	報告了承
諮問第 42 号	杉並ウエストサイズ物語サイトに関する業務の外部委託について（新規）	答 申
諮問第 43 号	杉並ウエストサイズ物語サイトに記録する個人情報の項目について（新規）	答 申
報告第 27 号	動物愛護活動支援事業に関する業務の登録について（変更）	報告了承
諮問第 44 号	大気汚染医療費助成受給者システムに記録する個人情報の項目について（追加）	答 申
諮問第 45 号	ごみ収集・資源回収（粗大ごみ）に関する業務の外部委託について（新規）	答 申
報告第 28 号	地理情報システムに関する業務の登録について（新規）	報告了承
諮問第 46 号	地理情報システムに関する業務の本人以外の個人情報の収集について（新規）	答 申
諮問第 47 号	地理情報システムに記録する個人情報の項目について（新規）	答 申
諮問第 48 号	指定管理者が管理する個人情報の記録項目について	答 申

会長	ただいまより平成 19 年度の第 5 回の会議を開催いたします。最初に欠席者の方いらっしゃいますか。
区長室長	それでは、本日の会議につきまして、欠席される旨のご連絡のありました委員様ですが、高橋委員、富岡委員、大橋委員の 3 名の方から、欠席というご連絡をいただいております。また、富本委員につきましては、少々遅れるというご連絡をいただいております。以上です。
会長	それでは、議題に入ります。お配りした式次第の順序に従って進めますが、最初に前回第 4 回の会議録の確定をしたいと思いますが、事務局のほうからありますか。
法規担当課長	大変失礼を申し上げました。議事録修正箇所がありますので、資料 1、14 頁をお開きください。14 頁末尾、法規担当課長の発言ですが、法規担当課長の欄の上から 4 行目、「いま申し上げたところで」からを削っていただきまして、その部分につきまして、「弁護士等につきましては総務省令で定められると思っております」。 繰り返します。法規担当課長の発言のうち、中程「いま申し上げたところで」以下 4 行を削っていただきまして、「弁護士等につきましては総務省令で定められると思っております」ということを追加させていただきたいと思っております。
会長	他に委員の方からございますでしょうか。特にございませんですか。それでは、なければ前回会議録確定ということにいたします。
	(了承)
会長	次に、報告・諮問事項の審議に入りたいと思います。諮問文を区長室長のほうから読み上げてください。
区長室長	～諮問文を読み上げ、会長に手渡しする～
会長	それでは、審議に入りたいと思います。最初に「平成 20 年度中央電算処理年間運営計画」について、事務局から説明をお願いします。
報告第 20 号	
情報システム課長	報告 20 号について説明する
会長	ただいまの説明について、質問ございますでしょうか。 特になければ、報告 20 号については報告を受けたということにいたします。 次に、報告 21、22、それから諮問の 34、35、36、これを一括して進めたいと思います。最初に 21、22 について説明をお願いします。
報告第 21 号、第 22 号、諮問第 34 号、第 35 号、第 36 号	
法規担当課長	報告 21 号、22 号、諮問 34 号、35 号、36 号について説明する。
会長	ただいまの説明についてご質問、ご意見はございますか。
委員	9 頁の中国残留邦人等の支援に関する業務ということで、現在の対象人員はどのくらいなのかをちょっと確認したいのでお願いします。

杉並福祉事務所長	いま推計している世帯になるのですが、大体 25 世帯というように現在は把握しています。
委員	はい、わかりました。
会長	他にございますか。
委員	12 頁の諮問についてですが、封入封緘の設備が 1 台分の処理能力しかないということですが、これは何台かを購入すると、やはり相当な金額がかかってしまう。3、4 台ぐらい購入すれば何とかやっていけるものなのか、それだと採算がかかりすぎてしまうのか、その辺はどうなのでしょう。
情報システム課長	現在杉並区には 1 台ありますが、これを例えば 2、3 台でやることによって費用対効果、スペースの問題、経費も含めまして、なかなかそれを増やすことは経費的には無理です。
委員	それよりは外部に頼むほうが、いいという事なのですか。
情報システム課長	それを専門にしている業者の方に仕事を提供したほうが、効率的にできると考えています。
委員	医療制度が変わったことによって、毎年封入封緘作業が増えるというのか、必ずあるわけですので、すべて任せてしまうことになるのはどうなのかなど、ちょっと気になるのです。どれくらい違うのかをちょっと知りたかったのですが、具体的な数字はあまりわかりませんか。
国保年金課長	金額についてはいま手元にございませませんが、まず今の現状が各種の帳票類、被保険者証類、そのような形がカード化して、本当にいろいろな形を取っています。また定型もいろいろな定型ができてきているところが現状です。そういうところで、いま区にある 1 つの封入封緘機では賄い切れないことが一方であります。 また、今年度もまた来年度以降も、国保制度については非常に大きな変革に直面していくわけです。そういう変革に柔軟に十分に対応するために職員を集中し、民間に安全、安心に委ねることができるものについては委ねていくということが、基本的な姿勢です。 あとは経費ですが、経費については一件一件検品することも考えましたが、これはセキュリティーの高い民間にデータをお渡しして行っていただくほうが、圧倒的に区の職員が直営でやるよりも安価にできると判断しているものです。
委員	8 頁の個人情報の記録の内容ですが、これは在日外国人高齢者、あるいは障害者ですが、その内容に本籍と書いてあるのですが、これはあるのですか。書けるのかどうか、参考のために聞かせてもらいたいのですが。
国保年金課長	この本籍については、日本国に帰化なさった方を想定しています。
委員	そうすると、帰化してしまうと、もう在日外国人にはならないわけですよ。
区長室長	在日外国人等でやっておりまして、年金制度が昭和 40 何年から何回か変遷

	しておりますが、その間に日本の年金制度の対象にならなかった方が今回対象になるわけですが、その時期と帰化された方の時期によっては、日本国籍を取得した方が今回該当するということがあるかと思います。
委員	そういうところまでするということですか。では、そのときは書くということですか。
区長室長	そうですね。等ですから。帰化された方については本籍を、在日外国人の方については、国籍を登録してまいります。
委員	等とは書いてないです。それはいいですが、そういう意味で書いてあるということですか。
区長室長	はい。
委員	10頁で、いまのに関連する中身ですが、心身等の情報という中で、治療材料品目と取扱業社名というのがあったり、生活状況等の情報の中で、ちょっと違いがわかりそうでわからないのですが、生育歴と生活歴がありますが、これはどういう中身でなぜこういうものが必要なのか、ちょっと説明をしてください。
杉並福祉事務所長	今回の新しい支援制度の対象者というのは、基本的には現在生活保護を受給されている方で新しい制度に切り替える方になりますが、この方については当然生活保護制度を受給する際に、どのような内容の生活、あるいは生育を経てきているかを、生活保護申請の段階でそうしたこともお聞きして記録にとどめている場合があります。そうしたことが切替えのときにも同時に必要な情報として、目的外として使われる場合があるのでこの中に入っています。
委員	ですから、例えば心身等の情報の中で、治療材料品目は、どうしても必要なのがよくわからないのですが。
杉並福祉事務所長	いま生活保護の場合は医療扶助になっていますが、今回の新しい制度の場合も医療支援給付という制度がありますので、医療支援給付をする場合にどういう材料を使われているか、当然レセプトの関係等の問題もありますので、そうした内容として把握する必要があるので、記録しています。
委員	業者のほうは、どうしているのですか。
杉並福祉事務所長	医療機関として、どういう医療機関でそういうものを使っているかということになるかと思います。
委員	これは取扱業者名でしょう。医療機関ではないですね。
生活保護事務所長	メガネ等の材料を支給する場合がありますので、そういう場合の取扱業者ということになります。
会長	他にございますでしょうか。

委員	すみません、ちょっと 51 万件に及ぶこういう証明書の出力を発送して、その他の項目が委託されるわけですが、ちょっとこういう情報を持ち出しして云々することに、ちょっと私どもは情報の安全性という観点からは賛同はできませんので、この諮問の 34、35、36 については賛同に加わりたくないというか、外れることを表明したいと思います。
会長	他にございますでしょうか。なければ報告 21、22 は受けたことにいたします。 諮問の 34、35、36 についてはお二人の保留を除いて、決定ということにいたします。
	(了承)
会長	次に、報告 23-1、23-2、24、それから諮問 37、38、39、40 について、説明をお願いします。
報告第 23-1 号、第 23-2 号、第 24 号、諮問第 37 号、第 38 号、第 39 号、第 40 号	
法規担当課長	諮問 37 号について説明する。
情報システム課長	報告 23、24 号、諮問 38、39 号について説明する。
法規担当課長	諮問 40 号について説明する。
会長	ただいまの説明について質問、ご意見はございますでしょうか。
委員	17 頁の敬老事業に関する業務の中の(2)の事業規模とありますが、私も新しい公会堂ができてから行った経験はあるのですが、かなり予定人員よりも申込みが多くてトラブルがあったということですが、実際にどの程度、例えば参加予定者がどのくらい申込みがあって、その申込み以外にどのくらいオーバーしたのか、そのような数字があればちょっとお聞かせ願いたいと思うのですが、わかりますか。 2 番目として、20 頁が保健福祉部介護保険課の所で、下のほうの生活状況等の情報で、先ほど説明のあった下線の引いてある部分、医療保険加入とありますが、ちょっとどういう医療保険が他にあるのか私は思いつかないので、確認させていただきたいと思いますので、その 2 点だけお伺いします。
高齢者施策課	いまの一番目のご質問ですが、昨年の例でいくと 5 万人の対象者がいらっしやいまして、申込み時点では 6,000 人でしたので、10%弱となります。以上です。
介護保険課長	医療保険加入の状況ですが、一般的な社会保険や国民健康保険といった医療保険の具体的な被保険者番号等を記録するものです。
委員	はい、いいです。わかりました。
会長	他にございますでしょうか。
委員	もう 1 つ、これは質問にはならないと思うのですが、歌謡ショーを毎回やっていますね。最初に例えば 2 回予定して追加でもう 1 回やると。そうすると相当ギャラが変わってくるのだと思うのですが、その辺のいわゆる出演者の選定の仕方、それから回数が増えた場合、どのように対処をされているのかをちょっと参考にしたいのですが。

高齢者施策課	ギヤラに関しましては、もともとは前年度の予算で見積りさせていただいてます。ただしそれを超えた場合に、事務所側のタレントさんと交渉しまして、単純に累進的に上がるのではなく、区役所の公共的な事業であることを重々説明した上で、一般価格より安価な値段でお願いして、計上させていただき執行しています。
委員	ボランティア価格という意味ですね。
高齢者施策課	そうです。
委員	わかりました。
会長	他にございますでしょうか。特にないようですので、報告 23-1、23-2、24 は受けたことにいたします。 諮問事項 37 号、38 号、39 号、40 号は決定ということにいたします。
	(了承)
会長	次に、報告 25、26、それから諮問 41 号、42 号、43 号について、説明をお願いします。
報告第 25 号、第 26 号、諮問第 41 号、第 42 号、第 43 号	
法規担当課長	報告 25 号について説明する。
情報システム課長	諮問 41 号について説明する。
会長	ちょっとやはり前回のこともありますので、ここで一応切ったほうがいいと思います。それでは、報告 25 号と諮問 41 号について、ただいまの説明に対する質問、ご意見はございますでしょうか。
委員	生活保護のことを聞きたいのですが、趣味嗜好というのはいるのか、何か国で定められているのかよくはわかりませんが、いるのか。あと例えば暮らし向きというの、悪いのでしょうか。 あと住環境の状態と住居の間取りは同じような気がするのですが。
会長	28 頁ですか。
委員	30 頁が趣味嗜好。
法規担当課長	30 頁の 77 番、趣味嗜好ですね。
委員	77 番です。これは何のためにいるのかが、よく分からないです。それから、100 番の暮らし向きというの、何を書くのかがよく分からないです。 102 番と 105 番は同じことではないのか、ちょっとその辺がどうしてこういうことが必要なかということ、ちょっとお伺いしたいのです。
杉並福祉事務所長	まず趣味嗜好で、趣味は当然いろいろな、通常言われている趣味です。嗜好はアルコール中毒の場合は、支援の問題でかなり問題がある場合がありますので、そうしたことを確認するということです。 暮らし向きについては、一般的にどのような生活状態か状況かということで、実際に家庭訪問をして、その状況を確認することで、ケース記録には記録しています。 住環境は、同じく部屋の間取りを踏まえて、どういう家屋に住んでいらっしゃるかということの内容が主になると思います。

委員	だから、間取りと一緒にではないのですか。
杉並福祉事務所長	間取りと、それから実際にはどういう値段のアパートとか、そういうことも含めて確認することになります。一応住居の金額も決められております。
委員	わかりました。ありがとうございます。
会長	ほかにございますか。
委員	28 頁の個人情報の記録の内容ですが、どれとどれが子どもの側の個人情報で、どれが施設側の職員の情報になるのでしょうか、分けられるのでしょうか。
保育課長	28 頁の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、本籍・国籍、成年後見等、これは基本的に住民記録等の情報、それから財産管理等の情報、心身等の情報、これらをすべて個人の児童生徒と、それから保護者に関するものもあります。生活状況等につきましても、保護者と児童の状況になります。 社会活動等の状況の中で、施設名は施設の関係になりますが、基本的には保護者等の個人情報になります。
委員	あともう 1 つ。29 頁ですが、万一、区のシステムに何か問題が発生したときに、民間では必ず別の拠点に何かバックアップ体制を設置しているのですが、区ではどのようになっているのでしょうか。何か問題が起きたときに、バックアップ体制が整っているのでしょうか。
情報システム課長	基幹業務のホストコンピューターにつきましては、月 2 回ほどデータのバックアップを取っておりますので、そういった意味ではホストコンピューターのバックアップ体制を取っています。 また、さらに小型のサーバ系のほうでも業務ごとですので、こちらのほうのシステム自体のバックアップも取っています。
会長	よろしいですか。他によろしいでしょうか。 なければ、報告 25 は、受けたことにいたします。諮問 41 号は、決定いたします。
	(了承)
江藤会長	次に、続けて報告 26 号、諮問 42、43 号について説明してください。
報告第 26 号、諮問第 42 号、第 43 号	
情報システム課長	報告 26 号、諮問 42、43 号について説明する。
会長	それでは、ここでちょっと 10 分ほど休憩します。あとでご質問、ご意見はいただきたいと思います。 (休憩)
会長	それでは再開します。ただいまの説明についてご質問、ご意見ございますか。
委員	38 頁の情報交流コーナーについてですが、4 番と 5 番、「事業者及び健康推進課は管理者用 ID・パスワードでセキュリティされたサーバを閲覧し、書込み協力者やサイト利用者の書込み内容に不適切な書込みがないかどうかチェックする」ということは、これはもうサーバに上がったものをチェックする

	ということですか。
情報システム課長	はい。
委員	ということは、例えば時間のずれ等で、問題のある発言等がサーバにスツと上がってしまう。それを後から消すということですね。
情報システム課長	申し訳ございません。こちらのほうのサーバに一旦入ったものはそのままアップされるようなものではありませんので、サーバにたまったものをこの管理者のほうで内容をチェックした上でないとサイトのほうには掲載しないようなシステムを構築しております。
委員	そうすると、この図がおかしいということですか。例えば、協力者書込みデータがありますね。矢印は、データが直接コーナーサイトサーバに入っていますが、そうではなくて、その間に事業者及び健康推進課が入って、そこでチェックを行ってからこちらに入ってくる。
情報システム課長	はい。
委員	ということは、この図がちょっとおかしいというふうに解釈していいですか。
情報システム課長	はい。図の流れがちょっと不適切です。
委員	それから、このチェックをするのは事業者及び健康推進課ということになっておりますが、これは両方がチェックするのですか。そうではなくて、どちらかということですか。
情報システム課長	両方が見るような形です。
委員	そうすると、両方が見るということは、見る人によって基準も変わってくる可能性があると思いますが、そのチェック基準というのは設けられているのですか。
情報システム課長	基準というよりも、最終的には健康推進課、区が責任を負いますので、区が最終的な判断をもって、こちらに書いてあるとおり、いちばん大まかな基準につきましては、個人情報が入っていないか、あるいは他人を誹謗中傷するようなことがないかどうか、そういったものを確認するような中身です。
委員	そうすると、健康推進課が最終的にはチェックをするというふうに考えていいわけですね。
情報システム課長	はい。
委員	はい、ありがとうございます。
会長	他にございますか。
委員	34 頁ですが、委託先で民間事業者ということなのですが、この 14 項目の情報は、申込みをして、その人が来たりしますけど、これはその人の個人の情報がいつまでこの業者が保有をして、いつのどういう時点で削除というか、キャンセルというか、するのか。そして、そのことがきちんと行われているかどうかというのは健康推進課がするのかなとは思っているのですが、その辺の仕組みについて期間なり何なりを示してもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

健康推進課	文書の保存年限で規定されている 3 年間は保存し、健康推進課の職員の立ち会いの下に削除していくというような形を考えております。
委員	では、一度申込みをすると、途中でいろいろあってもとにかく 3 年間は保存されると。こういうことでいいですか。
健康推進課	はい。
委員	それとも、ずっと継続してやっていった場合、いまのように 3 年が経過するとまたさらに 3 年という、こういうスパンで延びていくのかどうかということもあるのですが、その辺はどうなのですか。
健康推進課	継続というのはどういう形ですか。
委員	例えば、申込んで、自分が思ったような効果というか、続けてずっとやりたいという人が出るかもしれません。そういうときのことで。
情報システム課長	そのときには、新たにもう一回申込みをしないとおすようであればもちろん 3 年間。ただ、一度申し込んだときには、先ほど申し上げたとおり、3 年間の文書保存と同じような形でデータを、区がどのような形で関与して削除するかというのはありますけれども、私どもがやっていますけれども責任を持って区のほうでしっかりと削除の履行を果たさせていただきます。
委員	そうすると、一度申し込んで 3 年、途中で終わったとしますよね。その次にまた本人の申込みがなければ、とにかく 3 年経てばいまのような話で削除されるのだということですね。
情報システム課長	はい。
委員	はい、わかりました。
会長	〇〇委員、どうぞ。
委員	ちょっと基本的なことをお伺いしたいのですが、このウエストサイズ物語サイトというのはインターネット上のサイトですので、世界中誰でも見れるということですね。そうしますと、この利用者、チャレンジャーの方は、要するに ID やパスワードを持った特別な方ですから、これはいまは置いときますけれども、そのほかの健康相談の申込みをなさる方や腹囲減少チャレンジャーの申込みをなさる方は、普通のサイトの画面から申込みの画面を見てそこに書き込むということができるわけですね。そうすると、これはトップページか何かに「杉並区民しか使ってはいけない」とか、そういうことが書かれているのでしょうか。
健康推進課長	健康相談、腹囲減少チャレンジャー、そこの部分は必須項目として住所を書いていただくことになっておりまして、基本的には杉並区の住所の方というふうに限定したいと思っております。
委員	そうすると、それを利用なさる方は杉並区民だけですということをきちんと明記してあるということですね。
健康推進課長	そのようにする予定です。
委員	そうすると、例えば個人的な健康相談に関する回答を郵送で行うという所に、区内在住者を対象とし、と書いてあるということは、どうしてこれをわ

	ざわざ書いたのかなと思うのですが、要するにこのサイト自体は全部が区内在住者対象ということですか。
健康推進課長	サイトには情報発信もありますし、38 頁にある情報交流コーナーなどもありますので、その部分は世界各国といいますか、日本全国の方がご利用いただけるわけですね。健康相談並びに腹囲減少チャレンジャーという事業に参加いただく方は杉並区に住所のある方というように規定したいと思っております。
委員	そうすると、これはインターネット上のサイトにする意味が非常に少ないですね。要するに、たった 52 万か 53 万の人を対象にすることとして何百万もかけておやりになるわけですね。だけど、全世界で見れるサイトにもかかわらず利用者は区民だけというのは、ちょっと私には解せないなと思う。だから、どういう意味でこれをお作りになるのかというのがよくわからない。 あと、そうすると、情報交流の中で書込みを一般の人がするのは全国どこの方でもいいということなのですね。
健康推進課長	そうです。
委員	サイトというのは 24 時間、世界中どこでも見れるものだと思うので、これを使うということは、より多くの方が利用できる、役に立つということに使うべきだと思いますので、区民限定にあまりにもしてしまって、サイト上に区民限定ですと書かれているというのは、何か、ちょっと嫌な感じがするのではないかと思います。誰でも利用できるのならば私はそのほうがいいと思っています。もちろん、杉並区でお金を出してやっても、いろいろな方が使われることに対して、区民の方がずるいのではないかとかと思う方はほとんどいらっしゃらないのではないかと思いますので、何か、サイト上に誰でも見れる画面にもかかわらず、区民限定ということが書かれているというのが、そういうサイトは見たことが無いのでいかなものかなと。個人情報のこととはちょっとずれて申し訳ないのですが。
健康推進課長	例えば、この腹囲減少チャレンジャーの申込みという画面が出てきた所だけに、このチャレンジャー事業は区民の方です、というように書くつもりでございますので、トップページ等には全く出ません。
委員	それはわかりますが、「腹囲減少チャレンジャー」というクリックする所がトップページにあると思うのです。そうすると、やってみようかなと思ってそこをクリックなさる方は多いと思います。開けました、杉並区民だけです、という対象者はほんの何万人ですね。何万人もいないかもという感じがすけれども。ごめんなさい、この審議会で言うことではないのかもしれませんが、少しそのサイトの意味が。
区長室長	一般的なサイトの持ち方を考えると、開かれたサイトというほうがインターネットの世界では望ましいかなと思います。それで、今回は、チャレンジャー部分以外は開かれた状況になっているわけですが、個人相談の部分がいま課長からお話ししたような状況にあって、今後それがどの程度の件数がや

	ってくるかというのもまだ未知数ですので、その考え方については今後の課題ということにさせていただければと思います。
会長	よろしいですか。
委員	要望ですけれども、たしか、前回も当審議会でご審議いただきましたし、また今回も十分ご審議いただいて貴重なご意見がたくさん出ております。是非、それらについては事務局のほうでも十分採用し勘案をお願いしたいと思います。当初、この報告を伺っていたときに、厚生労働省で内科系の9学会に依頼いたしまして診断基準というものを新しく作りまして、それを基にいろいろな施策がなされているというふうに思われますけれども、それらを十分に導入しながらプログラムを作っておられます。ここで非常に目新しく感じましたのは、従来、保健所というのはそれぞれ必要な方に来所いただいて対面的なご指導というものが中心に多くなされておられたと思います。その時点の経緯からしてそれも必要な大事な方法だろうと思いますが、今日的生活様式に合った、直接対面というものも希望があれば可能でしょうけれども、その保健指導を在宅のままで保健所のほうが積極的にサポートする、動いてあげるというふうに理解されまして、新しい保健所の新しい時代への動きの一つというふうに理解いたしまして、是非、いろいろなご意見等を踏まえて調整しながら、当内容については積極的にご対応いただきたい。国が考えておりますところのいろいろな内容というものについても十分ご理解いただいているようですので、この新しい技法といいたいでしょうか、導入というのは評価したいと思いますし、是非、積極的にご対応を今後いただきたいと思います。
会長	はい。
委員	先ほど来システムのあり方についてご意見が出ておりましたが、他の地方公共団体の事例を見ると、地域の情報化として、インターネットをその地域の方に限定して使われるケースが非常に多くなりました。ですから、いまの委員のお話のように、インターネットはワールドワイドだから誰でもどこでもいつでもというふうに限定されるのも確かにそういう面もありますが、税金を使って住民のためにインターネットの良さを使っていくわけですから、地域の情報化としてこういう限定した使い方はありうるわけなので、決してこれはインターネットを十分使っていないということにはならないのではないかなど。むしろ、積極的に地域の情報化の一環としてこういう形でお進めになることがいいのではないかというふうに思っているの、ちょっと感想を述べさせていただきました。
会長	はい。
区長室長	前回もいろいろご意見がありまして、また今回もいろいろご意見をいただいているところですが、時代が、また、仕事のしかたが、アナログからデジタル化する中で、我々の仕事のしかた、考え方も大いに变革していかなければならないのですが、この手のテーマは特にウエストサイズ、メタボという、個人に着目したところでありながら、行政がどれだけどういうふうに関与し

	ていくのかという難しさも孕んだテーマだったものですから、前回、今回と、なかなか上手なご説明ができなかったのですが、時代に対応した仕事のしかた、インターネットの活用のしかたを今後とも考えながらやっていきたいと思ひます。ご意見は、前回、今回ともに賜って慎重に進めてまいりたいと思ひます。
会長	他にございますか。
委員	先ほどの話と近いのかもしれないのですが、健康相談については相談する内容は一般の人には見れないわけですね。ということは、健康推進課なり保健センターに直接相談すればいいのかなと思ひのですが、サイトをとおして、事業者をとおして、保健センターや健康推進課に行つて、そこから回答が来る。そのとおす意味がいまいぢわからないのですが、間にサイトをとおして相談する意味というのはどういふことなのですか。
健康推進課長	働き盛りの方たちがお電話していただいても全く構わないのですが、その対応が23時でも午前1時でもできるようにという利便性の一つの選択肢を広げたいというふうに考えております。直接お電話とか直接お出でいただいでの相談は当然お受けいたします。
委員	ということは、その事業者のほうでは返信がすぐ返つてくるということなのですか。相談したら24時間いつでも返信が返つてくるのですか。それとも、もし次の日になつてしまつてもよければ推進課の人とかが対応できるのではないかと思ひのですが、すぐに返信が返つてきたほうがいいからということなのですか。メールならば、送つたらすぐに返信が返つてくるとは思わないと思ひのですけど。一応メールみたいな形なわけですよ。
情報システム課長	1つのやり方としてインターネットメールで1対1という対応のしかたもあろうと思ひます。ただ、今回につきましてはサイトにどのような形で載せていくのか、個別の個人情報を含んだものについては郵送でお答えして、一般的なご回答で済むものについて、あるいはその中の利用者の方々の見方が十分ではなかつたりした場合に実際にはQ&Aのサイトに載っているケースもあります。そういったものも含めまして、トータルで1対1のインターネットよりも、サイトによる、サーバによる管理をしたほうがこの事業につきましては運営しやすい。また、セキュリティも、SSLの機能を使つたりとか、そういうことで担保できるというふうに所管課のほうで考えて、こういった形でご提案をさせていただいております。
委員	私はこのサイトそのものは反対しておりません。ただ、返事を郵送でやるよりは、メールで出したらメールで返つたほうがよろしいのではないか。それと、自治基本条例から言うと、在住者だけではなくて、区内在勤者もやつたほうがいいのではないのでしょうか。在住者と書いてありますが、働き盛りということであれば、その方もおやりになつたほうがよりサイトの意義が上がるのではないのでしょうか。その2点について。
情報システム課長	1点目ですが、おっしゃるとおり、個人情報についてもインターネットでメ

	<p>ールでしっかりお返しすることが今の時代に合っているのではないか、そのほうがしっかりとすぐに対応できるのではないかというのがあるのですが、今回、請負う事業者を含めて、このシステムのことを考えたときに、いちばんセキュリティが安全なのは郵送のほうが安心だということで、またこれにつきましては再度システムの再構築のときに所管課とも詰めていきたいと考えております。</p>
委員	<p>よくわかるのですが、折角、サイトにして IT を使ってやろうということであれば、相談をした段階で、基本的にその人は個人情報に関しては、例えば健康推進課なら健康推進課にある程度委ねている部分があるのではないかと思います。だって、メールでやり取りするはずが、いきなり郵便で来たらそこでブチっですよ。折角、夜 11 時でもメールを送れるということがあって、それが郵便で来たら、何か、拍子抜けというか、どっシラケみたいな、その辺があるので、それはよく検討していただいたほうがこのサイトがより良くなるのではないかと思いますので、お願いいたします。</p>
区長室長	<p>2 点目につきましてはちょっと説明不足で、在住・在勤ということです。</p>
委員	<p>先ほどの区内限定というところですが、例えばこれは書き込むときに、先ほどは住所でわかるとおっしゃったのですが、なりすましがあつた場合は、そこまで調べられるのか、もうそれは仕方がないからそのままやられるのか、こういったところの対応はどうするのか。それから、そういった嘘の個人情報に対する対応はどのようになさるのか。</p>
情報システム課長	<p>先ほどご説明申し上げたとおり、サーバに来た情報につきましては、健康推進課が必ず最終的に責任をもって確認させていただいて、なりすましとか個人情報は一切外に出ないような形で対応する。もちろん、利用される方によっては、荒しというような言葉にあるように、誹謗中傷だとか、そういう書き込みもあろうかと思います。それはしっかりとチェックをして、外に出ないような形で対応していきたいと思います。</p>
委員	<p>例えば、その利用をするときに、区外の人が区内の住所を書いて電話番号も適当な電話番号を書くということは、やろうと思えばいくらでもできますね。それを、電話などをしたりして確認をなされるのか。そういうことはしないでしょうね。</p>
情報システム課長	<p>メールでの個人情報が入っていないものについては、こちらの 36 頁の⑤のほうのメールで回答するだけですので、こちらのほうには氏名、住所で名寄せをするような形はとっておりません。</p>
委員	<p>そうすると、先ほどの話と関連しますけれども、どうも釈然としないところがありますけれども。</p>
会長	<p>他にございますか。特にないようですので、報告第 26 号は受けたことにいたします。諮問第 42 号、第 43 号は決定ということにいたします。</p>
	<p>(了承)</p>
江藤会長	<p>次に、報告第 27 号、諮問第 44 号、第 45 号について説明をお願いします。</p>

報告第 27 号、諮問第 44 号、第 45 号	
法規担当課長	報告 27 号について説明する。
情報システム課長	諮問 44 号、45 号について説明する。
江藤会長	ただいまの説明についてご質問、ご意見はございますか。
委員	40 頁の動物愛護活動支援事業に関する業務の中で、まず、事業内容の 2 の①で「普及員養成講座」とありますが、これは誰でも受講資格があるのかどうか。②で「獣医師の資格を有する者等」とありますが、「等」というのは誰を指すのか。それから、②については「作文等による選考」とありますが、獣医師免許を持っている方も作文で審査の対象になるのかどうか。もう 1 つ、③で、動物の飼い方、しつけに対する支援、飼い主との 1 対 1 の関係になってくると思うのですが、おそらく、普及員にある程度の権限がないと、この効果というのはいらないのではないかと。その権限とは何かというと、東京都の迷惑防止条例に基づいてそういった普及員を作ってやるのか。区としての独自の条例に基づいた権限を与えてやってもらうのか。そうしないと、これは普及についてはいちばん大きな問題になるであろうと考えられるわけです。その辺について説明をお願いしたいと思うのです。
生活衛生課長	1 つ目の動物適正飼養普及員講座ですが、今年度から開始いたしまして、10 月から 12 月にかけて地域大学で後期講座として実施させていただきました。全部で 8 回で、約 2 カ月かけての講習となりました。また、この講座を履修した方が約 42 名おりました、最後まで履修を完了した方は 38 名おりました。それから、獣医師の資格を有する方ですが、基本的には区民ということで、区民の中で獣医師の資格を有する方です。また、「等」という所には、東京都の動物愛護推進委員等のすでに動物について非常に識見を持っている方について、例えばうちのほうの杉並区動物との共生具体化検討委員会の委員をお務めになった方とか、そういった方々については保健所長の判断で資格有りとして対象にいたします。そういった方の場合でも作文等は提出していただいた上で審査をさせていただくということでございます。4 つ目ですが、1 対 1 の関係ですが、基本的には法令に基づく権利・義務以外は特にありませんが、動物適正飼養普及員となって、指導・助言ということで非権力的な係わり方で区民との支援活動に務めていただくということで予定しております。
委員	もう 1 つ、例えば杉並区に東京都にあるような迷惑防止条例的なものを付加しないと、普及員が説明したり指導したりする場合に問題点が出てくるのではないかと。後ろ楯というか、何かがないと、理由を何かはつきりさせないと、たとえ飼養普及員であっても、言たってきかない、という場面も出てくるだろうと。これはあくまでどんな人が相手になるかわかりませんから、もう少し進んだ方法で考えていただいたほうがいいのではないかと。意見を含めてお願いしたいのです。
生活衛生課長	委員ご指摘のとおり、後ろ楯となる権限がないと、職員であっても指導・

	<p>助言をなかなかきいてもらえないケースがあるということは事実ですが、当面は任意での係わり方ということで、すでに『飼い主のいない猫の世話・杉並ルール』というものを作成してしまして、町会等を通じて配付していますが、こういったルールに基づいて指導・助言ということで、非権力的に係わっていただくというのが原則でありまして、将来的にはそういった後ろ楯を条例等の整備等も視野に入れて検討していきたいと考えておりますが、現状ではそういった形で非権力的にやっていただきたいと思っております。</p>
委員	是非お願いします。ありがとうございました。
会長	他にございますか。
委員	<p>44 頁、45 頁にからんだ質問です。外部委託にからんで、他の自治体の事例なのですが、ごみ収集場に個人情報の書類が誤って捨ててあったと。そのときに、民間事業者が回収に行きまして、オヤッと気がついて、市に届けてくれて事なきを得たと。これは民間事業者が個人情報保護あるいはその条例に関して非常に教育されていた成果だと思うのです。本区の場合に、この 45 頁の委託の条件の所に条例遵守と書いてありますが、まさにそのとおりですが、民間事業者に対してこういう方面の普及・啓発、あるいは教育訓練というのはどのようにされているのか、実情はどうなのか、そこら辺をお話いただきたいと思います。</p>
情報システム課長	<p>一般の外部委託につきましては、外部委託の特記ガイドラインに基づいてやっております。また、それぞれ今回のこちらの粗大ごみ受付のコールセンターにつきましても、同じく個人情報をしっかりと漏洩しないような形でのさまざまなチェック機能、施錠管理も含めて、言いづらいですけれども、区以上にセキュリティはしっかりとした形になっております。</p>
ごみ減量担当課長	<p>業者に対する個人情報の取扱いについては、私どもも十分に研修をするようにということで、内部のそういった情報管理の研修を徹底させています。その中で、個人情報の漏洩のないように常に研修なさいということを指示しておりまして、そういうことは常に報告もさせるような仕組みになっております。</p>
委員	<p>意見ですが、通常のコンピューターの委託とか、先ほど来出ている封入、封緘の委託のような場合には個人情報の理解をしていただける可能性があるのですが、こういう方々の現場の作業形態から考えると、そういう教育についてご苦労が多いと思うのです。ですから、これから教育訓練について特段のご配慮をいただいて、いまおっしゃったようなことを完全にやっていただくというようなことをお願いしたいところです。</p>
ごみ減量担当課長	了解いたしました。
会長	他にございますか。特にないようですので、報告第 27 号は受けたことにいたします。諮問第 44 号、第 45 号は決定ということにいたします。
	(了承)

江藤会長	次に、報告第 28 号、諮問第 46 号、第 47 号、第 48 号について説明をお願いします。
報告第 28 号、諮問第 46 号、第 47 号、第 48 号	
情報システム課長	報告 28 号、諮問 46 号、47 号について説明する。
法規担当課長	諮問第 48 号について説明する。
会長	ただいまの説明についてご質問、ご意見ございますか。
委員	28 のほうですが、地図はどのぐらいで更新するのですか。
都市計画課長	1 年に 1 回ずつ更新する予定でございます。
委員	しょうがないと思うのですが、杉並は住民移動も結構激しいし、それで対応可ということでよろしいのですかね。
情報システム課長	こちらの地図については購入をすると基図になりまして、ある業者から購入しますが、その業者は大手の一般的に航空地図を扱っています。そういう所ですと、それを更新できる時点は決まっています、杉並区の情報が変わったからといってその地図自体を変えることはできません。将来的にそのレイヤーを重ねていく上で、そこの中に個人情報をもた登録することは可能かと思いますが、今回の地図につきましては、いま申し上げたとおり、業者で更新するタイミングができません。こちらのほうからは、一応、こういった情報、例えばアリサカという人間がどこかに移動した場合、そのことはその業者のほうには伝える予定になっております。一応そういう流れになっております。
委員	47 頁、地図情報の関連で、個人情報の記録の内容が氏名、住所になっていますね。地図の縮尺の度合によっては固定資産税の評価の対象になるぐらいの大きな家を表記する地図もあるわけですね。これは、たぶん、その住宅の形態は個人情報にあたるだろうと思うのです。そうすると、どこからが個人情報として社会通念上見ないのかというところが大変難しいところです。これは住宅の形態を頭から除いてしまっていますが、大きな家に住んでいる人は、あの家は暮らし向きがいいんだ、お金持だというのは、どのぐらい縮尺を小さくしてもわかってしまうのです。いまインターネットのグーグルで見たって、鳩山さんのところはすごい住宅で、これは記録してもらったら困るのですが、すごいなという感じですね。どのぐらい規模が大きな地図にしても個人情報の要素もあるのです。ですから、頭から住所、氏名だけでやるのではなくて、住居なり住宅というのを載せておいて、場合によったら個人情報に属するようなものも考えられるというふうに取り扱うのがいいのではないかと。これは一般地方自治体の中でもはっきりした線が出ているわけではないので私も断定的には言えないのですが、頭から削ってしまうのではなくて、今後の検討課題として、一つ、事務局で他の団体等の事例も考えて検討していただきたいという感じがするのです。
会長	いかがですか。
情報システム課長	確かに、ご指摘のところもそのとおりかと思いますが、航空地図を入れる

	ときにそういったところの建物の形態とかははっきりとわかりますので、その段階のときに入れる予定で考えております。
委員	入れるというのは、何を入れるのですか。
情報システム課長	そういった住居の個人情報です。今回、不確かということではないのですが、航空地図と住宅地図の精度では、航空地図のほうがしっかりとしたものですので、そのときにそういった項目として挙げたいと考えております。
委員	私はわからないのでお聞きしたいのですが、46頁の下のほうの規模という電算入力で、住宅地図上に登録されている個人を対象にするわけですね。この基になる住宅地図というのはもうあるのですか。
情報システム課長	先ほど申しあげました業者のこちらのほうを購入すれば入るような形です。
委員	そこら辺で売っている、業者が一軒一軒書いているものがありますが、あれを言うわけですか。その中から登録されている全部の個人を載せるのですか。
情報システム課長	住宅地図に記載されている表札情報がこちらのほうに書いてある個人の規模という形で載せてあります。これはその情報量がどれだけの規模かということですので、その住宅地図に載せてある表札情報が個人の情報になるということで、今回挙げているのもその数だけの規模でございます。
委員	そうすると、大変な数ですね。
情報システム課長	はい。
委員	もう1つお聞きしたいのですが、区がこの地図を持つわけでしょう。これは、例えば開示を求めてきたような場合に出すわけなのですか。閲覧を求めてきたような場合。
情報システム課長	閲覧目的ということではなくて、こちらに業務で問い合わせがあるとか、そういった場合について加工してそれをお渡しするようなことはあるかと思えます。例えば、区民施設のどこに行きたい、その施設はうちの建物からどういった位置にあるのか、という問合せに対してお答えして地図を打ち出してお渡しすることは可能だと考えております。
委員	そうすると、個人が行って、あそこの家がわからない、たしかこの辺なのだけれども、というようなことで行ったときにも出すのですか。
情報システム課長	通常、そういったことでの答えは警察の交番だと思うのです。私どものほうでは何か業務で係わりのあるものについて、Switch PCでそれを打ち出してお見せしたりすることはあるかと思うのです。
委員	それは区の業務と関係のある業者というか、そういう人に出すというのか。自分の仕事の業務上必要で個人の家が、というようなときも出すのですか。区とは関係ない、区の業務とは関係ないものについても出すのですか。
情報システム課長	いまのところ、ライセンスも含めて、そういったことは考えておりません。あくまでも業務で利用するものについてだけ利用するような形になっております。

委員	もう 1 点。これ、最後のほうを見ると、集める方法としては個人の表札を確認して地図をつくるわけですか。
情報システム課長	先ほど申し上げた住宅地図を扱っている業者が確認をしまして、載せているものを使うようになります。
委員	法人は全然関係ないのですか。例えば仕舞屋 ^{しもたぎ} の住所で、看板だけ会社の名前で、建物の所有権は法人であるというような場合、これは除くのですか。純然たる個人だけなのですか。
情報システム課長	住宅地図の情報ですので、そういったものは法人も入っております。建物の名称で載っている場合、例えばどこかの自動車の会社ですとか、そういった建物であれば記載されております。
委員	そうすると、ここは法人も入れなければいけないのではないかと思います。
情報システム課長	そういったものについては、個人情報ではないということで取り扱っております。
委員	基本的には、この地図情報というのはプラットフォームということでよろしいのですね。要するに、ベースになる。各課共通ということであれば、この地図を使って、その後にレイヤーを重ねるということになっているのですが、そうすると、この地図を扱う場合に規制をかけるのか。大体、地図情報というのは重要になってくるケースがあって、レイヤーをかけてからそれぞれがセキュリティ管理の ID とパスワードを持ってそこにアクセスするという形になるのですが、そこまではいかない段階ということではよろしいのですね。
情報システム課長	地図につきましては、パソコンがある所はすべての課で職員が使いますので、そこでそれぞれの職員がその統合内部情報の一環ですのでパスワードを使って、それぞれ立ち上げてその GIS（地図情報システム）を活用するような中身です。そして、レイヤーを重ねていって、業務部ごとに範囲を定めることは、今後それはまた別途考えることになるかと思えます。
委員	要するに、これは売っている地図情報を買ってきて区で使いますよという、それだけのことですか。
情報システム課長	はい。
委員	売っているものを買ってきて使うので、それに個人情報が入っているから、それを確認してくださいということですね。
情報システム課長	はい。
委員	そこまでいってしまうと、もうすでに業者が売って、もうばれているといえますか、それを区役所のほうがわざわざ個人情報ですといってやる根拠はどこにあるのかなと思うのですけど。
法規担当課長	おっしゃるとおり、公知情報というのは、自己情報のコントロール権ではなくて、情報公開のときに公開するべきものになります。個人情報の例外になります。ところが、登録業務という点にいきますと、これは杉並区では公知情報であっても登録の対象となるという制度設計がされています。ですか

	ら、公知情報であっても個人情報については登録をする。現在もそのようになっておりますので、そうした手続でございます。
委員	どの会社のものを買うのかわかりませんが、私どもは、仕事柄、住宅地図をよく使います。名前が結構間違っていますので、よく注意をしてください。
情報システム課長	はい。
委員	50 頁になるのですが、杉並の芸術会館に関連してですが、指定管理者が取り扱う個人情報の 18 番で、団体活動の状況というのがあって、その中で利用内容はなんとなくわかるのですが、出演者名や関係者名というのがいろいろ細かくあります。これはどの辺の範囲まで、なぜここまで要るのかなど。これがなくてもいいような気もするのですが、その辺のところの説明をいただければと思います。
区民生活部管理課長	これは一般的にはそこまで必要ないように思われますが、今までの例で、そういう利用登録の資料が全部個人情報になるというような理解で私もしております。少し違和感がありますけれども。
委員	もう全部がすでにやっているものですか。
区民生活部管理課長	ほかの施設でもこういうふうに行っているようです。
委員	その辺はそういう意味も含めて少し整理ができるのであれば、その辺はできるだけ扱わないようにというのが趣旨だと思いますので、例えば団体の代表者が書いてあればそれでわかるような気もするし、利用内容と団体の活動内容とか、公演内容と利用内容もどうなのかとか、いろいろ考えていくとどうなのかという気はしています。
行政管理担当部長	詳細は事業課のほうで詰めると思いますが、小劇場の利用受付も入っていると思うのです。一般的に、区民施設の、例えば下で言うところの区民ホールとか阿波踊りホールというのはかなり一般利用ということなのですが、小劇場の場合にはどういった芸術作品をやるかということもありますので、その辺で関係者とか公演内容というものも指定管理者のほうで想定しているということがあろうかと思います。
委員	初歩的なことで申し訳ないのですが、芸術会館の利用者ですが、区外者でも利用できるのか。それから、区外者が利用する場合の料金体系はどうなっているのか。もう 1 つ、貸出し施設の中でわざわざ阿波踊りホールと銘打っているけれども、阿波踊り以外はやってはいけないのか、説明願いたいのです。
区民生活部管理課長	利用は区内の方であっても区外の方であっても大丈夫です。ホールの名称ですが、阿波踊りの高円寺にできますので、阿波踊りも優先で練習しますが、例えば午前中とかは空いていますので、そういう場合は区内のいろいろな方が使っても大丈夫です。
委員	他の踊りでもいいということですね。
区民生活部管理課長	それは構いません。
会長	他にございますか。なければ報告第 28 号は受けたことにいたします。諮問

	第 46 号、第 47 号、第 48 号は決定ということにいたします。
	(了承)
江藤会長	そうしますと、これで審議は全部終わったことになります。諮問事項について一括して答申したいと思いますので、事務局のほうから答申の案文の配付をお願いしたいと思います。
	(答申の案文の配付)
会長	この案文でよろしいですか。
	(了承)
会長	それでは、これを区長へ届けます。
	(答申文を区長室長へ会長より手渡し)
区長室長	ありがとうございました。
会長	それでは、本日の審議はこれで終了いたしました。次回等について事務局から何かございますか。
法規担当課長	それでは、次回審議会日程について、今年度はこれで終了でございます。次回の審議会は平成 20 年 5 月 23 日金曜日午後 3 時から予定したいと考えております。よろしく願いいたします。
会長	では、以上で本日の会議を終了いたします。雨が降っている中、どうもありがとうございました。